明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**四六）　一

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**七三）　三

○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（**同**七四）　三

〔告　示〕

○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（**中央選挙管理会**一六）　三四

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**二三六）　二二

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（**国土交通**九六九）　二三

〔**人事異動**〕

内閣府　金融庁　一五四

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一五五

特殊法人等

令和四事業年度財務諸表（独立行政法人国立公文書館・独立行政法人医薬品医療機器総合機構・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一六八

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　二〇三

会社その他

会社決算公告　二〇六

省令

○農林水産省令第四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の三ただし書及び第八十三条の四第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

農林水産大臣　宮下　一郎